

業務方法書の取扱いの一部改正

1. 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

新	旧
<p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p><u>(1) 取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付(株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この号において「株式併合等」という。)に伴い、機構に口座を開設した者が実質株主ごとの預託株券の株式の数に株式併合等の比率を乗じて算出した株式の数(投資証券、協同組織金融機関の優先出資証券及び信託受益証券については、これらに準じる手続により算出した口数)の総数を機構に申告する日が設けられた場合において、その返還請求権を有するDVP参加者から当該株式併合等に係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該権利確定日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。</u></p>

(1) 新株予約権付社債について、償還期日(繰上償還における償還期日を含む。)までの残存日数が3日未満となった場合において、その返還請求権を有するDVP参加者から償還期日から起算して3日前の日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日から2日前の日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。

(2) 新株予約権付社債若しくは新株予約権の全部取得日又は合併等により新株予約権付社債若しくは新株予約権が承継される場合における合併等効力発生日(以下、この号において「全部取得日等」という。)から起算して2日前の日までにその返還請求権を有するDVP参加者から担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、全部取得日等の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。

(3) 新株予約権について、行使期間満了日の前日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該行使期間満了日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。

(4) 機構が株式等振替業、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務又は外国

(2) 新株予約権付社債券について、償還期日(繰上償還における償還期日を含む。)若しくは抽籤償還が行われる銘柄の当籤番号発表日、又は一の銘柄の元利払いに係る委任関係が一のDVP参加者について未設定の場合における元利払日(以下この号において「償還期日等」という。)までの残存日数が3日未満となった場合において、その返還請求権を有するDVP参加者から償還期日等から起算して3日前日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日から2日前の日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。

(新設)

(新設)

(3) 機構が保管振替業における取扱いを廃止することを決定した場合において、そ

株券等保管振替決済業務における取扱いを廃止することを決定した場合において、その返還請求権を有する DVP 参加者から機構が当該銘柄の取扱いを廃止する日から起算して 2 日前の日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該取扱いを廃止する日の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(担保指定証券に係る国債証券の取扱い)

第 15 条 業務方法書第 59 条第 2 項に規定する機構取扱有価証券以外の有価証券に係る担保指定証券の預託等は、国債証券については、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)に基づき日本銀行に開設された DVP 参加者の口座と当社名義の口座との間の振替により行うものとする。この場合において、当該振替は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行うものとする。

2 ~ 4 (略)

(残高証明書の交付請求)

第 15 条の 2 DVP 参加者は、当社に対し、担保指定証券残高及び参加者基金預託残高の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の交付の請求の方法については、株式会社東京証券取引所が運用する Target 保振サイトを通じて行うものとする。

の返還請求権を有する DVP 参加者から機構が当該銘柄の取扱いを廃止する日から起算して 2 日前の日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該取扱いを廃止する日の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(担保指定証券に係る国債証券の取扱い)

第 15 条 業務方法書第 59 条第 2 項に規定する機構取扱有価証券以外の有価証券に係る担保指定証券の預託等は、国債証券については、社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)に基づき日本銀行に開設された DVP 参加者の口座と当社名義の口座との間の振替により行うものとする。この場合において、当該振替は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行うものとする。

2 ~ 4 (略)

(新設)

## 別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第9条及び第12条第2項関係)

1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、機構取扱有価証券については、次のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乘ずべき率
株式 新株予約権 投資口 優先出資 投資信託 受益権 信託受益証券 外国株券等	国内の金融商品取引所(法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の70
新株予約権付社債	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の80

(注1) ~ (注3) (略)  
2・3 (略)

## 別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第12条第2項関係)

1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、機構取扱有価証券については、次のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乘ずべき率
株券 投資証券 協同組織 金融機関の 優先出資 証券 受益証券	国内の金融商品取引所(法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の70
新株予約権付社債券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の80

(注1) ~ (注3) (略)  
2・3 (略)

(注) (略)

4. (略)

5. 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。

(1) 株式、新株予約権、投資口、優先出資、投資信託受益権、信託受益証券及び外国株券等については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

6. (略)

7. 第1項の規定にかかわらず、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券について、DVP参加者が株式、新株予約権、投資口、優先出資、投資信託受益権、及び信託受益証券を担保指定証券として預託する場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数(投資口にあつては上場投資口口数をいい、優先出資にあつては上場優先出資口数をいい、投資信託受益権にあつては上場受益権口数をいい、信託受益証券にあつては上場口数をいう。)の5%相当数量を超える場合について、当該DVP参加者に対する当該銘柄における5%相当数量を超過する部分を除外することができる。

8. 第1項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株式(新株予約権、優先出資、投資口、投資信託受益権、信託受益証券及び外国株券等を含む。以下この項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、原則として、該当した日の翌日から当該株式及び当該株式(当該投資信託受益権を除く)の発行者が発行する新株予約権付社債を担保指定証券の対象から除外し、併

(注) (略)

4. (略)

5. 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。

(1) 株券、投資証券、協同組織金融機関の優先出資証券、信託受益証券及び上場投資信託受益権については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

6. (略)

7. 第1項の規定にかかわらず、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券について、DVP参加者が株券等(株券、投資証券、優先出資証券、信託受益証券及び上場投資信託受益権をいう。)を担保指定証券として預託する場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数(投資証券にあつては上場投資口口数をいい、優先出資証券にあつては上場優先出資口数をいい、信託受益証券にあつては上場口数をいい、上場投資信託受益権にあつては上場受益権口数をいう。)の5%相当数量を超える場合について、当該DVP参加者に対する当該銘柄における5%相当数量を超過する部分を除外することができる。

(新設)

<p><u>せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</u></p> <p><u>(1) 当該株式の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所に株式が上場されている会社(以下「上場会社」という。)の完全子会社となる場合</u></p> <p><u>(2) 当該株式の発行者が上場会社に吸収合併される場合</u></p> <p><u>(3) その他当該株式が上場廃止となる場合であって当該株式と引換えに交付される株式が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき</u></p> <p><u>9 . 前項の規定は、新株予約権付社債の発行者が期限の利益を喪失した場合の当該新株予約権付社債について準用する。</u></p> <p><u>1 0 . 機構が定める総額買取型新株予約権付社債及び総額買取型新株予約権、並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</u></p> <p><u>1 1 . 前項までの規定(第2項、第4項及び第5項を除く)にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券又は国債証券を限定することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を DVP 参加者に通知するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>8 . 前2項のほか、第1項及び第3項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券又は国債証券を限定することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を DVP 参加者に通知するものとする。</p>
--	---

## 2 . 附 則

この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。